

議案第 1 1 7 号

飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
について

飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

人事院勧告に基づく一般職の任期付職員に関する給与改定及び地方公務員法の改
正に伴う改正

飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年飛驒市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

別表中「375,000」を「376,000」に改める。

第2条 飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

第10条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(第1条) 飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案																				
<p>第1条～第8条 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年飛騨市条例第5号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」と</p> <p>する。</p> <p>第10条・第11条 略</p> <p>附則 略</p> <p>別表（第7条関係）</p> <table border="1" data-bbox="282 1070 788 1326"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>375,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>422,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>472,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>533,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	375,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	<p>第1条～第8条 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年飛騨市条例第5号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「100分の120」とあるのは「<u>、6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5</u>」と</p> <p>する。</p> <p>第10条・第11条 略</p> <p>附則 略</p> <p>別表（第7条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1173 1070 1680 1326"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>376,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>422,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>472,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>533,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	376,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000
号給	給料月額（円）																				
1	375,000																				
2	422,000																				
3	472,000																				
4	533,000																				
号給	給料月額（円）																				
1	376,000																				
2	422,000																				
3	472,000																				
4	533,000																				

(第2条) 飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第8条 略</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年飛騨市条例第5号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」と、給与条例第23条の4第2項中「100分の120」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」とする。</p> <p>第10条 略</p> <p>2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第16条第2項第2号の規定の適用については、これら規定中「<u>再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員」とする。</p> <p>第11条 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第8条 略</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年飛騨市条例第5号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」と、給与条例第23条の4第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」 と する。</p> <p>第10条 略</p> <p>2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第16条第2項第2号の規定の適用については、これら規定中「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員」とする。</p> <p>第11条 略</p> <p>以下 略</p>

	(一般職の任期付職員の支給月数)	
	6 月期	12月期
令和 4 年度 期末手当	1. 625月 (支給済み)	1. 675月 (現行1. 625月)
5 年度以降 期末手当	<u>1. 65月</u>	<u>1. 65月</u>
	<p>(第 2 条)</p> <p>地方公務員法の改正により定年退職者等の再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務職員制の導入に伴い、再任用短時間勤務職員から定年前再任用短時間勤務職員に名称を変更するもの。</p> <p style="text-align: right;">(第10条関係)</p>	
市民への影響等	<p>【影響の規模】</p> <p>59千円 (2人)</p>	
施行日	<p>(第 1 条) 公布の日 (適用日 : 令和 4 年 4 月 1 日)</p> <p>(第 2 条) 令和 5 年 4 月 1 日</p>	
備考		